（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後						改正前					
職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。						職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。					
検定職種	指定試験機関					検定職種	指定試験機関				
名称	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日			名称	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
ビル設備管理	（略）	（略）	（略）	（略）		ビル設備管理	（略）	（略）	（略）	（略）	
林業	一般社団法人林業技能向上センター	東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号	林業職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験 四　基礎級 イ　実技試験 ロ　学科試験	令和六年八月二十九日		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項並びに第三十条第四項及び第五項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第十条関係） 普通課程の普通職業訓練 一～四　（略）	**別表第二**（第十条関係） 普通課程の普通職業訓練 一～四　（略）